

令和6年度群馬県 SNS チャット相談研修業務委託仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が実施する「群馬県SNSチャット相談研修業務」の仕様を次のとおり定める。

（業務目的）

第1条 本委託業務は、困難な問題を抱える女性支援推進事業に従事する者に対して別紙に定める研修をより効果的・効率的に行うため、乙に委託して行うものである。

（業務内容）

第2条 乙に委託する業務内容は以下のとおりとする。

- (1) カリキュラムの作成
- (2) 講師の調整・手配・派遣
- (3) 研修テキストの作成
- (4) 研修の実施（動画の撮影・編集及び対面による講義）
- (5) 研修実施報告書の作成
- (6) 上記業務に係る必要な打ち合わせ等

2 乙はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せ事項等を踏まえ研修を実施すること。その他必要と思われる事項について、この仕様書に定めのない場合は、別途協議する。

3 当該研修において、乙がやむを得ず講師又は講義内容の一部を変更するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

（研修内容）

第3条 乙は、研修内容について、甲の指示に基づき実施しなければならない。主な項目については、別紙のとおりとする。ただし、甲乙双方の事情を踏まえ協議により変更する場合がある。

（研修時間）

第4条 講義時間は、別紙に記載されたとおりとする。

（委託費用）

第5条 契約金額は、講義料（カリキュラム作成費を含む）、講師旅費（宿泊費を含む）、研修の実施（動画撮影・編集及び対面講義）、教材印刷費その他を含めた一式の金額とする。

（研修テキスト）

第6条 研修で使用するテキスト及び資料等について、乙は甲に研修日の10日前までに原稿1部又は電子データを提出するものとする。

(研修用品)

第7条 研修の実施において必要なものは、乙の負担により調達すること。

(報告書)

第8条 乙は、研修終了後1か月以内に、「研修実施報告書」（改善提案や研修に対する所感等を記載）を電子データ形式で提出しなければならない。

(秘密を守る義務)

第9条 乙は、委託業務の遂行に当たり、直接、間接に知り得た甲の業務の内容については、一切他人にもらしてはならない。

2 乙は、この委託業務を通じて知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「群馬県個人情報保護条例」（平成12年群馬県条例第85号）第11条の趣旨に従い、厳密かつ適正に取り扱うこと。

(成果品の帰属等)

第10条 甲は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容を変更できる。

2 成果品に乙が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、なお、乙に帰属する。この場合、乙は甲に対し、当該成果品を甲が使用するために必要な範囲で、当該著作物の利用を無償で承諾する。

3 乙は、業務の実施に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(その他)

第11条 甲乙両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行に当たり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。

令和6年度群馬県SNSチャット相談研修

1 SNSチャット相談研修（基礎編）

(1) 研修科目

困難な問題を抱える女性に対するSNSチャット相談の基礎知識

(2) 目的

困難な問題を抱える女性に対するSNSチャット相談の基礎知識や導入するための基礎知識の習得を目指す。

(3) 講義内容

- ・ SNSチャット相談導入の背景・目的
- ・ SNSチャット相談の導入・運用に係る留意点等
- ・ SNSチャット相談員に求められる役割・スキル

(4) 実施方法

動画配信（tsulunos 群馬県公式YouTubeで限定公開）

なお、動画の撮影・編集は、原則、乙において行うものとする。動画の公開は、甲において行うものとし、動画の仕様については、別添「動画QC確認事項」を参照することとする。

(5) 講義時間

30分～40分程度

(6) 納品予定日

令和6年8月頃

(7) 納品方法

電子データ

なお、納品後、動画の内容に修正が必要な場合は、乙において行うものとする。

(8) 動画データの利用期間

4週間

(9) 視聴対象者

県、市町村、民間支援団体の職員 約100名

(10) その他

企画提案は上記の条件に基づき行うこと。ただし、実施予定日は現時点での想定であり、今後変更することがある。

2 SNSチャット相談研修（応用編）

（1）研修科目

困難な問題を抱える女性に対するSNSチャット相談の応用知識

（2）目的

既にSNSチャット相談を実施している者を対象に、相談実務に活用できる内容を学び、相談窓口業務の資とする。

（3）講義内容

- ・SNSチャット相談の実務的な知識
- ・SNSチャット相談に係るロールプレイ、事例検討等

（4）実施方法

対面講義（なお、開催場所等の調整は甲にて行うものとする。）

（5）講義時間

3時間程度

（6）実施予定日

令和6年9月頃

（7）対象者

SNSチャット相談窓口等を運用している県、市町村、民間支援団体の職員 約60名

（8）その他

企画提案は上記の条件に基づき行うこと。ただし、実施予定日は現時点での想定であり、今後変更することがある。